

令和5年度

**旭川市国民健康保険
特定健診実施マニュアル**

旭 川 市

目 次

1	健診の実施について	P 1
2	特定健康診査の実施方法等について	P 3
3	健診結果のデータ化・提出について	P 7
4	委託料の支払い	P 9
5	データ受領（みなし健診）	P11
6	添付資料	
	別紙 1 令和 5 年度特定健診受診券の様式（桃色）	
	別紙 2 来院時に受診券がなくても特定健診が受けられます	
	別紙 3 令和 5 年度の特定健康診査等受診券について	
	別紙 4 質問票	
	別紙 5 食直後で採血される方へ	
	別紙 6 令和 5 年度特定健診判定値	
	別紙 7 国保特定健診結果表（旭川市）	
	別紙 8 旭川市の健康診査の結果通知について	
	別紙 9 特定健診データの電子的管理のためのファイル仕様	
	別紙 1 0 健診結果・質問票情報	
	別紙 1 1 特定健康診査等業務委託料請求書（様式第 2 号）	
	別紙 1 2 特定健康診査等業務委託料請求書（年齢拡大分）	
		（様式第 3 号）

1 健診の実施について

1-1 実施期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日まで。
ただし、4月中に受診券を持参の上、受診希望があった場合は受診可能とする。

1-2 特定健診等対象者

旭川市国民健康保険加入者のうち、実施年度中に35歳～75歳になる者（75歳の誕生日の前日まで）で、かつその実施年度の1年間を通じて旭川市国民健康保険に加入している者。ただし、年度途中での加入者で、本市の受診券の発行を受けている場合は対象となる。

※当該年度につき、同一人1回とする。また、介護保険施設や障害者支援施設の入所者、6か月以上の長期入院者等は除外規定により受診の対象とならない。

1-3 対象者の確認

受診券（別紙1）及び旭川市国民健康保険被保険者証（資格証明書を含む。）を窓口にて確認する。

- (1) 受診券を持っていても、受診当日に旭川市国民健康保険の資格が無い場合は受診できない（国保資格取得日以前に発行された受診券では受診できない）。被保険者証に資格取得年月日の記載があるため必ず確認すること。資格の有無の判断に迷う場合などは国民健康保険課（電話25-9841）まで問い合わせる。
- (2) 受診券を受け取り、裏面に電話番号の記載があるか確認する。受診券は、各実施医療機関にて少なくとも決済時まで保管し、その後適切な廃棄処理を行うこと。
- (3) 受診区分（受診券の左上の数字）は①特定健診（40歳～74歳）、③35～39歳健診、⑤特定健診または後期高齢者医療健診（75歳）、⑦中途加入者健診（40～74歳）、⑧35～39歳の中途加入者健診を指す。
- (4) **来院時に受診券を持参していなくても、医療機関が国民健康保険課（電話25-9841）に電話で対象者確認をすることで、健診を受診できる。詳細は別紙2、3参照。**

1-4 自己負担について

500円または無料（自己負担額は受診券に記載あり）。

世帯全員の前年度住民税が非課税の方は**無料**と記載。

自己負担の有無については受診券に記載されているため、実施医療機関で受診券を確認し、自己負担ありの場合は受診者から500円を徴収すること。

1-5 健診項目

以下の項目について実施する。

(1) 基本健診項目

質問項目

身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）

理学的検査（身体診察）

血圧測定

血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）

肝機能検査（AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT (γ -GTP))

血糖検査（空腹時又は随時血糖、ヘモグロビン A1c 検査）

尿検査（尿糖、尿蛋白、尿潜血）

血清尿酸検査

腎機能検査（血清クレアチニン）

- (2) 詳細健診項目（40～74歳（受診区分①，⑦，⑤の75歳の誕生日前の方）で，対象者基準に該当し，医師が必要と認める場合に実施する。）P5参照。
- 心電図検査
 - 眼底検査
 - 貧血検査（赤血球数，血色素量（ヘモグロビン値），ヘマトクリット値）

2 特定健康診査の実施方法等について

2-1 実施方法

(1) 基本健診項目

① 質問項目

ア 別紙4の質問票項目（服薬歴，既往歴，家族歴，喫煙歴，採血時間）について，受診者から回答を得る。

イ 採血時間は以下の3区分とする。

空腹時：食後10時間以上

随時：食事開始後3.5時間以上，食後10時間未満

食直後：食事開始後3.5時間未満

ウ 食直後の場合は，可能な限り空腹時，やむを得ない場合は随時で採血できるよう，受診日又は時間を変更し再受診することを勧める。

再受診が難しい場合は食直後での採血を可とするが，その場合は血糖値を測定しないことを説明し，受診者の理解を得た上で実施すること。

※必要時，受診者への説明資料（別紙5）を用いて説明すること。

エ 別紙4の質問票については，項目が網羅されていれば様式は問わない。

② 身体計測（腹囲の検査）

ア 立位，軽呼吸時において，臍（へそ）の高さで測定すること。

イ 脂肪の蓄積が著明で臍が下方に変位している場合は，肋骨下縁と上前腸骨棘の midpoint の高さで測定すること。

ウ より詳細については，令和元年「国民健康・栄養調査必携（厚生労働省）」や国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所のホームページ（※1）において示されているので，これらを参考とすること。

※1 <http://www.nibiohn.go.jp/eiken/info/kokucho.html>

③ 理学的検査（身体診察）

既往歴・家族歴・喫煙習慣については，質問票を参考とすること。

診察の中で自覚症状・他覚症状を必ず確認すること。

④ 血圧測定

ア 測定回数は，原則2回とし，その2回の測定値の平均値を用いること。ただし，実施状況に応じて，1回の測定についても可とする。

イ その他，測定方法については，関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第7版」（一般社団法人日本循環器病予防学会編。以下同じ。）等）が示されているので，これを参考とすること。

⑤ 血中脂質検査及び肝機能検査，血清クレアチニン，血清尿酸

ア 原則として，分離剤入りプレイン採血管を用いること。

イ 採血後，原則として早急に遠心分離し，24時間以内に測定するのが望ましい。なお，これが困難な場合は，採血後に採血管は冷蔵又は室温で保存し，12時間以内に遠心分離すること。

ウ 血清は，測定まで冷蔵で保存し，採血から72時間以内に測定すること。

エ 各項目の測定方法については、トレーサビリティ（検査測定値について、測定の基準となる標準物質に合わせられることをいう。以下同じ。）のとれた以下に示す方法によること。

- ・血中脂質検査：可視吸光光度法，紫外吸光光度法等
- ・GOT及びGPT検査：紫外吸光光度法等
- ・ γ -GTP検査：可視吸光光度法等
- ・血清クレアチニン：可視吸光光度法等
- ・血清尿酸：可視吸光光度法等

⑥ 血糖検査

ア 空腹時血糖検査（やむを得ない場合には随時血糖検査）

(ア) 空腹時（食後10時間以上）血糖であることを明らかにする。

やむを得ず空腹時以外において採血を行う場合は，食直後（食事開始後3.5時間未満）を除き随時血糖（食事開始後3.5時間以上，食後10時間未満）により血糖検査を行うことを可とする。

※食直後の場合は，血糖値を測定しない。

(イ) 原則としてフッ化ナトリウム入り採血管（血糖検査用採血管）を用いること。

(ウ) 採血後，採血管内を5～6回静かに転倒・混和すること。

(エ) 混和後，採血管は冷蔵で保管し，採血から6時間以内に遠心分離して測定することが望ましいが，困難な場合には，採血から12時間以内に遠心分離し測定すること。

(オ) 遠心分離で得られた血漿は，測定まで冷蔵で保存し，採血から72時間以内に測定すること。

(カ) 測定方法については，トレーサビリティのとれた電位差法，可視吸光光度法，紫外吸光光度法等によること。

イ ヘモグロビンA1c検査

(ア) フッ化ナトリウム入り採血管（血糖検査用採血管）又はエチレンジアミン四酢酸（EDTA）入り採血管を用いること。

(イ) 採血後，採血管を5～6回静かに転倒・混和すること。

(ウ) 混和後，採血管は，冷蔵で保管すること。

(エ) 採血後，48時間以内に測定すること。

(オ) 測定方法については，トレーサビリティのとれた免疫学的方法，高速液体クロマトグラフィー（HPLC）法，酵素法等によること。

(カ) 報告には，**NGSP値**を用いること（JDS値は使用しない）。

⑦ 尿検査（尿糖，尿蛋白，尿潜血）

ア 原則として，中間尿を採尿すること。

イ 採尿後，4時間以内に試験紙法で測定することが望ましいが，困難な場合には，尿検体を専用の容器に移して密栓し，室温で保存する場合は24時間以内，冷蔵で保存する場合は48時間以内に測定すること。

ウ その他，測定方法及び判定方法については，関係団体により手引書（「循環

器病予防ハンドブック第7版」等)が示されているので、これを参考とすること。

(2) 詳細健診項目(特定健診のみ 区分①⑦⑤の75歳の誕生日前の方)

以下の対象者基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者については、詳細な健診を実施する。(判定基準に該当しない者には、実施できない。また、基準に該当した者全てに対して当該健診を実施することは適当ではなく、受診者の性別、年齢等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある)。その際、実施機関の医師は、当該健診を必要と判断した理由を健診結果と合わせて必ず記載するとともに、受診者に説明すること。

なお、最近行った検査結果が明らかで、再度検査を行う必要がないと判断される者、現に糖尿病、高血圧症、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患等の疾患により医療機関において管理されている者については、必ずしも詳細な健診を行う必要はなく、現在の症状等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある。また、健診結果から直ちに医療機関を受診する必要があると判断された者については、確実な受診勧奨を行い、医療機関において、診療報酬により必要な検査を実施すること。

【対象者基準】

心電図検査 ※1	当該年度の検査結果等において、収縮期血圧140mmHg以上、若しくは拡張期90mmHg以上又は問診等で不整脈が疑われる者
眼底検査 ※2	当該年度の検査結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者 血圧：収縮期血圧140mmHg以上、又は拡張期90mmHg以上 血糖：空腹時血糖が126mg/dl以上、HbA1c6.5以上又は随時血糖が126mg/dl以上 ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果の確認ができない場合、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当する者を含む。
貧血検査	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

※1 心電図検査は、基準に基づき医師が必要と認める者であって特定健康診査当日に心電図検査を実施した場合、詳細な健診の項目として実施したこととする。

※2 眼底検査は、基準に基づき医師が必要と認める者であって特定健康診査当日から1か月以内に眼底検査を実施した場合、詳細な健診の項目として実施したこととする。

① 心電図検査

ア 安静時の標準12誘導心電図を記録すること。

イ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により手引書(「循環器病予防ハンドブック第7版」等)が示されているので、これを参考とすること。

② 眼底検査

ア 手持式、額带式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影により実施すること。

イ 原則として、両眼の検査を実施すること。その上で、所見の判定がより重症な側の所見を記載すること。

ウ シェイエ分類で判定すること。

エ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第7版」等）が示されているので、これを参考とすること。

③ 貧血検査

ア エチレンジアミン四酢酸（EDTA）入り採血管を用いること。

イ 採血後、採血管内のエチレンジアミン四酢酸（EDTA）を速やかに溶かすこと。

ウ 混和後、室温に保管し、12時間以内に測定すること。

(3) 医師の判断

全ての健診結果から、医師の判断を記載すること。

判断の際には、別紙6（令和5年度特定健診判定値）を参考とすること。（判定値は市が行う結果通知及び保健指導実施にて用いる。）

なお、受診勧奨判定値を参考に、医療機関として直ちに受診する必要があると判断した者については、医療機関においても受診勧奨を行い、医療機関において診療報酬により必要な検査を行うこと。

※ 別紙6の特定健診判定値は、各ガイドラインの変更に伴う修正が加えられるため、必ず最新のもので確認を行うこと。

※ メタボリックシンドローム判定及び保健指導の階層化は、市にて実施し、受診者に通知する。

2-2 結果通知

結果通知（別紙7）は、市が実施する。そのため、医療機関から受診者へ受診結果を通知する必要はないが、健診受診時に「旭川市の健康診査の結果通知について」（別紙8）を配布し、結果通知の時期などについて説明すること。

なお、健診結果から医療機関として直ちに受診する必要があると判断した者については、市の結果通知を待たず医療機関において受診勧奨を行い、医療機関において診療報酬により必要な検査等を実施すること。

また、迅速な結果通知のために、医療機関においてはデータの送付や委託料の請求をできる限り速やかに行うよう配慮願う。「3-2 提出時期」（P7）参照。

3 健診結果のデータ化・提出について

3-1 健診結果のデータ化

(1) データ形式

特定健診の結果については、国が設定している電子的な標準様式に基づき、XML形式にて作成する。

※ データ化に際しては専門的な知識が必要となるため、現実的には各医療機関でメーカーが開発したシステムや、Web上で配付されているフリーソフト等を使用するか、代行機関に外部委託することになる。

(2) データの提出様式

別紙9, 別紙10を参照し、作成すること。

(3) 注意事項

- ① 特定健診情報ファイルの受診者情報「住所」には、電話番号を入力すること。
- ② 「具体的な既往歴」、「自覚症状の所見」、「他覚症状の所見」、「その他(家族歴等)」にて、複数の疾患名や症状を入力するときは、間に全角スペースを入れて区切ること。
- ③ 質問票のデータ入力項目名

質問票	ファイル様式(健診結果・質問票情報)	
	項目名	項目コード
1-①	服薬1(血圧)	9N701000000000011
	既往歴	9N056000000000011
1-②	服薬2(血糖)	9N706000000000011
	既往歴	9N056000000000011
1-③	服薬3(脂質)	9N711000000000011
	既往歴	9N056000000000011
2-①~④	既往歴	9N056000000000011
2-⑤	既往歴1(脳血管)	9N716000000000011
	既往歴	9N056000000000011
2-⑥	既往歴2(心血管)	9N721000000000011
	既往歴	9N056000000000011
2-⑦	既往歴3(腎不全・人工透析)	9N726000000000011
	既往歴	9N056000000000011
2-⑧	貧血	9N731000000000011
	既往歴	9N056000000000011
3-①~⑦	その他(家族歴等)	9N071000000000049
4	喫煙	9N736000000000011
5	採血時間(食後)	9N141000000000011

3-2 提出時期

- (1) 旭川市医師会の「特定健診データ入出力代行サービス」を利用している医療機関は、実施月の翌月9日までに、旭川市医師会事務局に入力原票を提出する。
旭川市医師会は、実施月の翌月20日までに、データを作成し市に提出する。
- (2) 自前入力 of 医療機関
次のいずれかの方法で提出する。
ア 月2回のサイクルで提出(推奨)
・1日~15日のデータ → 25日までに送付する。

・ 16日～月末のデータ → 翌月10日までに送付する。
イ 月1回のサイクルで送付

・ 1日～月末のデータ → 翌月10日までに送付する。

※ 毎年、受診者から「結果通知が遅い」との意見が多数寄せられており、できるだけ早く受診者に結果を通知するために、可能な限り月2回のサイクルで提出できるように配慮すること。

(3) 集団健診の場合
健診実施後2週間以内に提出する。

3-3 提出方法

健診結果データは、ファイル暗号化した上で CD-R 等の電子媒体に保存し、旭川市福祉保険部国民健康保険課保健事業担当に提出する。

【推奨するファイル暗号化ソフト】 アタッシュケース ※ Version. 3.5まで
(パスワード：20080501)

4 委託料の支払い

4-1 医療機関から市への請求

(1) 提出物

- ① 特定健康診査等業務委託料請求書（様式第2号）別紙11：40歳以上用
- ① 特定健康診査等業務委託料請求書（年齢拡大分）（様式第3号）別紙12：35～39歳用

【請求書 Excel】「旭川市ホームページ」→「暮らし」

→「健康・福祉・衛生・ペット」→「国民健康保険課」

→「特定健診・特定保健指導」

→「旭川市特定健診実施医療機関の方へ」に掲載

※請求日は空欄とする。

※旭川市医師会の「特定健診データ入出力代行サービス」を利用している医療機関は請求書のみ、自前入力の医療機関は結果データを保存した CD-R 等の電子媒体と併せて提出する。

(2) 提出期限

実施月の翌月20日まで

(3) 提出先

旭川市福祉保険部 国民健康保険課 保健事業担当

〒070-8525

旭川市6条通9丁目 総合庁舎1階

（新庁舎移転後：旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階）

☎0166-25-9841

4-2 市から医療機関への支払い

市は、請求書と健診結果データの内容を確認後、30日以内に支払う。

（委託料の請求額はデータ上にも格納されており、このデータの請求額が請求書の請求額と一致しない場合、検査及び精査に時間がかかるため、データ上の委託料請求額にも十分留意すること。）

4-3 委託料

	区分	令和5年度
個別	自己負担あり	7,948
	自己負担なし	8,448
集団	自己負担あり	5,965
	自己負担なし	6,465
貧血		231
心電図検査		1,430
眼底検査		1,320

4-3 請求書の記入方法

- (1) 請求書には実施医療機関名とその代表者の記名捺印をする。医療法人の場合は、法人の代表者を記名し、法人印を捺印する。
- (2) 請求及び受領を代理人に委任する場合は、年度当初の請求時に旭川市会計管理者宛に委任状を提出する。
- (3) 記入誤りの際は、該当箇所を二重線で消して、その上に請求印を押印する。
- (4) 集団健診（セット型健診）を実施した場合は、「特定健康診査等業務委託料請求書」（様式2）の「集団健診会場管理費」欄にその実施回数を記入して請求する。
- (5) 複数月の請求をする場合
事情により実施月の翌月締め切りまでに受診結果データが提出できず、その翌月に繰り越してデータ提出、請求をする場合は、実施月ごとに請求書1枚を作成して提出する。

例：5月実施分の受診結果データを入力代行業者の締め切りまでに出せず、6月実施分と一緒に7月初旬に入力代行業者に入力原票を渡した場合
⇒請求書は、5月実施分で1枚、6月実施分で1枚の請求書を作成し、7月20日までに提出する。

5 データ受領（みなし健診）

注）データ受領は通常の特健診等とは異なり、検査結果を直接北海道国保連合会に提出していただきます（データ化の必要はありません。）。

実施にあたっては、事前説明を行いますので、国民健康保険課（電話0166-25-9841）に御連絡ください。

5-1 データ受領（みなし健診）

データ受領は、医療機関が実施した検査結果を、本人同意の上市に提供することにより、特定健診を実施したとみなす仕組みである。

検査項目は、基本的に特定健診と同じであるが、詳細健診（心電図・眼底・貧血検査）は対象としていない。

受診対象者は、実施年度中に、特定健診かデータ受領のいずれか一方のみ受診可能である。

5-2 対象者

特定健診実施年度中に40～75歳になる者（75歳の誕生日の前日まで）で、旭川市国民健康保険に加入している者。ただし、年度内にすでに特定健診を受診した者を除く。

※35～39歳は対象外。

5-3 費用

(1) データ1件につき情報提供料として3,000円を医療機関に対し支払う。

(2) 受診者の費用負担は原則発生しない。

5-4 情報提供項目（情報提供書作成日より3か月以内の検査値まで有効）

質問項目

身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）

理学的検査（身体診察）

血圧測定

血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）

肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP））

血糖検査

（データ受領では空腹血糖、随時血糖、ヘモグロビンA1c検査のいずれか一つで可。）

尿検査（尿糖、尿蛋白、尿潜血）

血清尿酸検査 ※データ受領では無くても可。

腎機能検査（血清クレアチニン） ※データ受領では無くても可。

医師の判断（判定）

※詳細健診（心電図・眼底・貧血検査）は対象外。